

「とくしま備蓄モデル」構築事業支援業務

仕様書

1 業務目的および概要

「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（内閣府）」で見直される被害想定等をふまえ、現行の「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針（R5.5改訂）」及び「徳島県災害時快適トイレ計画（H29.3策定）」を抜本的に見直し、統合することを目的とする。

現行の備蓄方針及び災害時快適トイレ計画において、明確な備蓄目標数値を設定していないまたは、備蓄品目として記載していない物資や資機材は、各市町村の判断で備蓄しており、量・質的なバラツキが生じている。

発災時において助かった命をつなぎ、災害関連死を防止するためには、避難所におけるQOLの向上を図り、全ての避難所において快適な生活環境を確保することが必要である。

このため、市町村が備蓄すべき物資及び資機材を標準化した「とくしま備蓄モデル」を策定し、備蓄の平準化と資機材の共通化を図り、県・市町村間の相互応援体制の強化につなげることをとする。

また、孤立が想定される地域において速やかに物資及び資機材を確保できるよう、県が備蓄する物資及び資機材について分散備蓄を行うこととし、その備蓄先の調査を実施する。

2 業務期間

業務契約締結日から令和8年3月25日までとする。

3 業務対象範囲

徳島県全域の24市町村を対象とする。

4 業務内容

（1）計画準備

業務目的及び特記仕様書を十分に把握したうえで、業務内容全般に係る計画を立てる。その際、既存調査資料を十分に理解し、本業務の位置づけを明確にすること。

（2）打合せ協議

打合せは、着手時、中間時、成果品納入時の計3回を基本とするが、業務の遂行上、必要な場合は随時実施するものとする。打合せ記録簿の作成は受注者が行い、県に提出するものとする。

なお、着手時及び成果品納入時の打合せには、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

（3）資料収集・整理

本業務の実施に必要な基礎資料の収集・整理を行う。

（4）各資機材の適正備蓄数の算定

国「防災基本計画（R7.7修正）」のp.48「8項(1)物資の備蓄」に記載のある17品目（①携帯トイレ、②簡易トイレ、③食料、④飲料水、⑤炊出し資機材、⑥簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、⑦毛布、⑧パーティション、⑨入浴設備、⑩洗濯設備、⑪乳児用ミルク（哺乳瓶を含む）、⑫小人用おむつ、⑬大人用おむつ、⑭トイレットペーパー、⑮生理用品（サニタリーボックスを含む）、⑯マスク、⑰消毒液）に加え、県が想定している8品目程度（①アル

ミブランケット、②ラジオ、③ブルーシート、④屋外ワンタッチテント、⑤エアコン、⑥暖房器具、⑦浄水装置、⑧発電機等）について、適正備蓄を算定し、市町村における適正な備蓄品の種類や数量を検討した、「とくしま備蓄モデル」を策定する。

(5) 避難所における必要資機材の算定

「スフィア基準」や「国・防災基本計画」を踏まえ、避難所（学校体育館（800㎡程度）、公民館（200㎡程度）等）における必要な資機材について、施設規模ごとの必要数を算定する。

(6) 資機材カタログの作成

(4) において算定した各資機材の種類に応じた概要及び特徴、優れた点などをカタログ形式でとりまとめるとともに、確保・調達方法、設置及び使用方法、留意事項について整理する。

また、各資機材を保管するために必要なスペース及び重量について整理する。

（例：簡易ベッド100基あたり、保管スペース〇〇㎡、重量〇〇kg）

(7) 県資機材の分散備蓄先調査

南海トラフ巨大地震により孤立が予想される地域を対象に、県資機材の事前分散先を20箇所程度、調査・選定するとともに、適切な資機材の分散量を算定する。

(8) 協議会等の運営支援

「新・備蓄方針」の策定段階における県・市町村協議会の開催を予定（6回程度）し、受注者は前項までに検討した結果について協議会資料としてとりまとめる。また、議事進行支援及び議事録の作成を行う。なお、県・市町村間の合意形成については発注者で行う。

(9) 報告書の作成

本業務実施における基本方針や検討条件・方法、検討結果、関連資料等を整理し、業務報告書としてとりまとめる。

(10) その他

この仕様書に定める事項及び定めのない事項に疑義が生じた場合は、遅延なく徳島県と協議を行うものとする。

5 成果品

(1) 成果品

本業務の成果品として、以下の報告書等を作成するものとする。

報告書（A4版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

報告書概要版（A4版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式

(2) 納品場所

徳島県万代町1丁目1番地

徳島県危機管理部防災対策推進課被災者支援推進室

(3) 納品期限

令和8年3月25日（水）

(4) 成果品の帰属

成果品に係る権利は、すべて徳島県に帰属するものとし、許可無く公表、貸与、使用してはならない。